

Title	M&Aに於ける暖廉についての一考察 - 通信の業界を例にとって -
Sub Title	
Author	伊林信二(Ibayashi, Shinji) 柴田典男(Shibata, Norio)
Publisher	慶應義塾大学大学院経営管理研究科
Publication year	2002
Jtitle	
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	修士学位論文. 2002年度経営学 第1749号 可能
Genre	Thesis or Dissertation
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=KO40003001-00002002-1749

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

論文要旨

所属ゼミ	柴田	研究会	学籍番号	80128094	氏名	伊林信二
(論文題名)						
M&A に於ける暖簾についての一考察 - 通信の業界を例にとって -						
(内容の要旨)						
<p>企業が他の企業を買収すると、事実上の取得暖簾が発生することが多い。現行の会計基準では買収価額と被買収企業の公正価値の差を全額「取得暖簾」として資産とみなし、会計的には定期的に償却する事を求めている。しかし昨今の買収案件の中で、とりわけ買収金額の大きい通信事業者の事例を調査すると、早い場合には一年後に暖簾の一括償却をおこなっている</p> <p>このような状況に鑑みて、会計上の問題としては取得暖簾の資産性の有無、資産として認識した場合の償却等の問題がある。これらの課題について文献を精査し、実際に日本の通信事業者が海外企業を買収した事例を分析し、当該企業にインタビューをおこなった結果次のような結論に到達した。企業買収の際に発生する「取得暖簾」は下記の構成要素から成り立っている。</p> <p>すなわち 自己創設暖簾部分 企業結合後に発生すると考えられるシナジー効果の部分</p> <p>交渉の過程によって生じた、真正価値との乖離部分の三分割できる。(真正価値とは公正価値に取得暖簾の構成要素である自己創設暖簾とシナジー効果の要素をプラスしたもの)</p> <p>この三要素を資産性の基準である「経済的資源」「識別可能性」「測定可能性」というものさしではかると企業結合後、不確実性の高いシナジー効果の部分と買収交渉の過程で発生した真正価値との乖離部分には資産性を認めることができない。それ故企業買収の際発生する取得暖簾の扱いについては、取得暖簾を如何にして三要素に分割するかという問題はあるが、資産計上した暖簾の部分については毎期末減損評価を行い、自己創設暖簾部分については、会計原則に基づいた償却を行う。シナジー効果の部分と真正価値との乖離部分については健全会計維持の点からも即時一括償却することが望ましいと考えた。理由として、買収の影響は日々の事業業績とは切り離れたほうが良いという考えからである。</p>						